

岡崎市成年後見支援センター設置及び運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置及び運営をする岡崎市成年後見支援センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 判断能力の十分でない高齢者や障がい者等の権利を擁護、支援するため、成年後見制度の利用促進を図り、その権利を尊重することにより、地域で安心して暮らせるようにすることを趣旨とする。

(設置)

第3条 本会にセンターを設置する。

(事業内容)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 成年後見制度に係る相談、利用支援及び情報提供に関すること。
- (2) 成年後見制度や権利擁護に関する普及啓発に関すること。
- (3) 成年後見制度に係る関係機関等との連携に関すること。
- (4) 日常生活自立支援事業との連携による高齢者、障がい者等の支援に関すること。
- (5) 成年後見人、保佐人、補助人の受任に関すること。
- (6) その他、岡崎市と本会が協議して必要と認めること。

(利用対象者)

第5条 センターを利用できる者は、岡崎市内に在住またはこれに準ずる者で、判断能力の十分でない高齢者や障がい者等、または岡崎市と本会が協議して認めた者とする。

(センター運営委員会)

第6条 センターの行う事業の適正な運営を図るため、岡崎市成年後見支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定めるものとする。

(センター法人後見審査会)

第7条 センターの行う法人後見業務を適切に実施するため、岡崎市成年後見支援センター法人後見審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会及び法人後見業務に関する事項は、別に定めるものとする。

(職員の守秘義務)

第8条 センターの運営に従事する職員（以下「職員」という。）は、センターの職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 職員は、ケース検討、啓発、教育等の目的でセンターの保持する情報を使用する場合、岡崎市とセンターとの業務委託契約書（「成年後見支援センター運営業務委託契約書」）の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人のプライバシー保護に充分配慮しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるものの他、センターの運営に関し必要な事項は、本会会長が定める。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

(法人後見業務に係る改定)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。